

牛肉骨粉・血粉等の原料収集先における作業マニュアルの例

原料収集先及び収集業者の形態一覧

原料収集先	牛の特定部位 (SRM) の扱い	牛脊柱 (SRM を除く) の原料利用	マニュアル例のページ
・牛肉骨粉等の原料収集先及び収集業者 (※1)			
① と畜業者 (牛など)、食肉処理業者、食肉販売業者 (※2)	あり	なし	1頁
② と畜業者 (牛など)、食肉処理業者、食肉販売業者 (※2)	あり	あり	4頁
④ と畜業者 (豚など)、食肉処理業者、食肉販売業者 (※2)、食鳥処理場	なし	なし	8頁 〔豚・家きんのみ 扱う場合は不要〕
④ 食用油脂製造業者 (牛肉骨粉等の原料として肉粉を収集)	なし	なし	マニュアル 不要(※4)
⑤ ①、③及び④の原料収集先のみから収集する業者 (収集業者)	あり/なし	なし	10頁
⑥ ②の原料収集先から収集 (※3) する業者 (収集業者)	あり/なし	あり	13頁
・牛血粉等の原料収集先及び収集業者			
⑦ と畜場 (牛など)	あり	なし	17頁
⑧ と畜場 (豚など)、食鳥処理場	なし	なし	マニュアル 不要(※4)
⑨ ⑦及び⑧の原料収集先から収集する業者 (収集業者)	あり/なし	なし	19頁

※1 めん羊、山羊、しか及び馬を扱う場合は、記載例中の点線の四角囲みをご参考ください。

2 食肉販売業者は、精肉店も含まれます。

3 収集業者は、1箇所でも牛肉骨粉の原料として30月齢以下の牛の脊柱を収集する施設がありましたら、⑥の契約例をご参考ください。

4 めん羊、山羊、しか及び馬を扱う施設の場合は、あらかじめFAMIC又は農政局にご相談下さい。

牛のSRM（特定部位や脊柱）の扱いがあり、牛肉骨粉等原料として30月齢以下の牛の脊柱を供給せずに廃棄する食肉業者等の作業マニュアル例

制定年月日
事業場の名称

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛肉骨粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）及び「牛の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」）に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛、豚、家きんの骨、トリミングした脂肪その他の残さ（以下「原料用残さ」という）に牛の特定部位及び脊柱（以下「脊柱等」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、以下の記載例となります。

禁止物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、…（略）…に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛、豚、家きんの骨、トリミングした脂肪その他の残さ（以下「原料用残さ」という）に牛の特定部位及び脊柱並びにめん羊の残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

（1）本事業所では、牛の枝肉から脊柱を脱骨するときは、予め決められた場所（「脊柱脱骨エリア」（作業場の略図等を添付））で行い、それ以外の場所では行わない。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、1の（1）は、以下の記載例となります。

（1）本事業所では、牛、豚、家きん、めん羊を扱い、牛の枝肉から牛脊柱を脱骨するときは、予め決められた場所（「牛脊柱脱骨エリア」（作業場の略図等を添付））で行い、それ以外の場所では行わない。

また、めん羊の処理するときは、牛、豚、家きんとは別の場所（作業場の略図等を添付）で行い、それ以外の場所では行わない。

〔注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。〕

<肋骨等を脊柱から分離する場合、（2）の規定を設ける>

(2) 脊柱から肋骨を切り離すときは、予め決められた場所（「肋骨分離エリア」）で行い、それ以外の場所では行わない。

<参考>「頸椎横突起」、「胸椎横突起」、「腰椎横突起」、「頸椎棘突起」、「胸椎棘突起」、「腰椎棘突起」、「仙骨翼」、「正中仙骨稜」、「肋骨」、「尾椎」及び「寛骨」は、利用禁止措置の対象とはならず、分離すれば原料用残さとして取り扱うことができる。

(3) 食肉処理の工程において、脊柱等と原料用残さを収容する専用コンテナをそれぞれ用意し、保管する。

また、原料用残さの専用コンテナに脊柱等が混入しないよう、脊柱等専用のコンテナについては、色分けする（脊柱等専用のコンテナに赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに脊柱等が混入しないようにする。

(4) 原料用残さの出荷に当たって、(3)の専用コンテナから別の容器（収集缶等）に移し替える場合には、脊柱等と原料用残さを収容する専用の容器を用意し、脊柱等が入っている容器については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用の容器に脊柱等が混入しないよう移し替える。

2 原料用残さの出荷に関する事項

(1) 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。

(2) 原料用残さを出荷するに当たって用いる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しない。

(3) 脊柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（自ら原料用残さを運搬するときを含む）には、脊柱等を専用の容器を用い、当該容器に脊柱等（牛脊柱など）が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

(1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。

(2) 確認責任者は、1に関する事項の確認を行うとともに、脊柱等と原料残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

- ① 作業者に対する脊柱等と原料用残さの分別作業の指導監督
- ② 原料用残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録
- ③ 原料用残さの出荷ごとの脊柱等が混入していないことについての確認

(3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

- ① 原料用残さの引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- ② 脊柱等の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

(4) (3)の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行

記録等)については、2年間保存する。

牛、豚、家畜以外の家畜を扱う場合は、1～3の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

(注)と畜場や牛肉製品製造施設を併設している場合は、そこから発生する原料用残さの取扱いについて記述を追加する。

牛のSRM（特定部位や脊柱）の扱いがあり、牛肉骨粉等原料として30月齢以下の牛の脊柱を供給する食肉業者等の作業マニュアル例

制定年月日
事業場の名称

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛肉骨粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）及び「牛の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」）に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛の骨、トリミング牛脂その他の残さ（以下「原料用残さ」という）に牛の特定部位、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、以下の記載例となります。

禁止物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、…（略）…に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛、豚、家きんの骨、トリミングした脂肪その他の残さ（以下「原料用残さ」という）に牛の特定部位及び牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱、及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛並びにめん羊の残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

（1）牛の枝肉から脊柱を脱骨するときは、予め決められた場所（「脊柱脱骨エリア」（作業場の略図等を添付））で行い、それ以外の場所では行わない。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、1の（1）は、以下の記載例となります

（1）本事業所では、牛の枝肉から脊柱を脱骨するときは、予め決められた場所（「脊柱脱骨エリア」（作業場の略図等を添付））で行い、それ以外の場所では行わない。
また、めん羊の処理するときは、牛、豚、家きんとは別の場所（作業場の略図等を添付）で行い、それ以外の場所では行わない。

〔注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。〕

<肋骨等を脊柱から分離する場合、（２）の規定を設ける>

（２）脊柱から肋骨を切り離すときは、予め決められた場所（「肋骨分離エリア」）で行い、それ以外の場所では行わない。

<参考>「頸椎横突起」、「胸椎横突起」、「腰椎横突起」、「頸椎棘突起」、「胸椎棘突起」、「腰椎棘突起」、「仙骨翼」、「正中仙骨稜」、「肋骨」、「尾椎」及び「寛骨」は、利用禁止措置の対象とはならず、分離すれば原料用残さとして取り扱うことができる。

<（３）は、ア又はイのいずれかの規定を設ける>

< 30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、（３）から（９）までの規定は、不要。>

（３）

ア 30月齢以下の脊柱は専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分する。

イ 30月齢以下の脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行う。

（４）脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認する。

（５）脱骨作業者が脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着を行う。

（６）脱骨した30月齢以下の牛に由来する脊柱は、それ以外の脊柱との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納する。

（７）30月齢を超える牛に由来する脊柱は、30月齢以下の牛に由来する脊柱その他の原料用残さに混入しないよう廃棄用の専用容器に収納する。

（８）（６）と（７）の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることを明確に表示する。

（９）（３）から（８）までの手順により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの（原料脊柱）以外は、脊柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

< 30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、マーキングの確認は不要>

（１０）原料脊柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定する。原料脊柱を他の原料用残さと合わせる場合は、原料脊柱の重量測定後とする。

（１１）食肉処理の工程において、脊柱等と原料用残さを収容する専用コンテナをそれぞれ用意し、保管する。

また、原料用残さの専用コンテナに脊柱等が混入しないよう、脊柱等専用のコンテナについては、色分けする（脊柱等専用のコンテナに赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに脊柱等が混入しないようにする。

(12) 原料用残さの出荷に当たって、(6)の専用コンテナから別の容器（収集缶等）に移し替える場合には、脊柱等と原料用残さを収容する専用の容器をそれぞれ用意し、脊柱等が入っている容器については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用の容器に脊柱等が混入しないよう移し替える。

(13) 脊柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、原料脊柱及び脊柱等は破碎しない。

2 原料用残さの出荷に関する事項

(1) 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。

特に、原料脊柱を含む原料用残さの出荷に当たっては、これに加え、出荷する原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であること確認した上で、原料用残さに原料脊柱が入っている旨、並びに当該原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。

(2) 原料用残さを出荷するに当たって用いる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しない。

(3) 脊柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（自ら原料用残さを運搬するときを含む）には、脊柱等を専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

(1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。

(2) 確認責任者は、1に関する事項の確認を行うとともに、脊柱等と原料用残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

- ① 作業者に対する脊柱等と原料用残さの分別作業の指導監督
- ② 原料用残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録
- ③ 原料用残さの出荷ごとの脊柱等が混入していないことについての確認

(3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

- ① 出荷する原料脊柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨
- ② 出荷する原料脊柱について、時間で月齢を区分した場合は、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容

- ③ 原料用残さの引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- ④ 脊柱等の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

（４）（３）の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、２年間保存する。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、１～３の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

（注）と畜場や牛肉製品製造施設を併設している場合は、そこから発生する原料残さの取扱いについて記述を追加する。

牛のSRM（特定部位や脊柱）を扱わない施設（豚のと畜場や食鳥処理場を含む）の作業マニュアル例（めん羊を扱う場合）

牛（牛のSRMを除く）、豚、家きんのみを扱う施設は、作業マニュアルの作成は不要ですが、これらの家畜に加えて、めん羊、山羊、しか、馬を扱う場合は、分別管理のための作業マニュアルの作成が必要となります。

制定年月日

事業場の名称

禁止物との分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛肉骨粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）及び「牛の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」）に基づき、飼料用の及び肥料の原料となる牛、豚、家きんの骨、トリミングした脂肪その他の残さ（以下「原料用残さ」という）に、これら以外の家畜の残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

- (1) 本事業所では、牛（牛の特定部位及び脊柱を除く）、豚、家きん、めん羊を扱い、めん羊を処理するときは、予め決められた場所（「めん羊処理エリア」（作業場の略図等を添付））で行い、それ以外の場所では行わない。

めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さにめん羊の残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。

<参考>「頸椎横突起」、「胸椎横突起」、「腰椎横突起」、「頸椎棘突起」、「胸椎棘突起」、「腰椎棘突起」、「仙骨翼」、「正中仙骨稜」、「肋骨」、「尾椎」及び「寛骨」は、利用禁止措置の対象とはならず、分離すれば原料用残さとして取り扱うことができる。

- (2) 食肉処理の工程において、禁止物と原料用残さを収容する専用コンテナをそれぞれ用意し、保管する。

また、原料用残さの専用コンテナに禁止物が混入しないよう、禁止物専用のコンテナについては、色分けする（禁止物専用のコンテナに赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに禁止物が混入しないようにする。

- (3) 原料用残さの出荷に当たって、(2)の専用コンテナから別の容器（収集缶等）

に移し替える場合には、禁止物と原料用残さを収容する専用の容器を用意し、禁止物が入っている容器については、色分けする（禁止物専用コンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用の容器に禁止物が混入しないよう移し替える。

2 原料用残さの出荷に関する事項

- (1) 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。
- (2) 原料用残さを出荷するに当たって用いる容器は、禁止物を入れる容器と共用しない。
- (3) 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合（自ら原料用残さを運搬するときを含む）には、禁止物を専用の容器を用い、当該容器に禁止物（めん羊残さなど）が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1 及び 2 に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1 に関する事項の確認を行うとともに、禁止物と原料残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
 - ① 作業者に対する禁止物と原料用残さの分別作業の指導監督
 - ② 原料用残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録
 - ③ 原料用残さの出荷ごとの禁止物が混入していないことについての確認
- (3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。
 - ① 原料用残さの引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
 - ② 禁止物の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- (4) (3) の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2 年間保存する。

(注) と畜場や牛肉製品製造施設を併設している場合は、そこから発生する原料用残さの取扱いについて記述を追加する。

全月齢の牛の脊柱を廃棄する施設のみから収集する業者（牛肉骨粉等の原料として30月齢以下の牛の脊柱を収集しない業者（収集業者））の作業マニュアル例

制定年月日
事業場の名称

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛肉骨粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）及び「牛の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」）に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛の骨、トリミング牛脂その他の残さ（以下「原料用残さ」という）を収集・運搬する際に牛の特定部位及び脊柱が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う施設から収集する場合は、以下の記載例となります。

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、…（略）…に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛、豚、家きんの骨、トリミングした脂肪その他の残さ（以下「原料用残さ」という）を収集・運搬する際に牛の特定部位及び脊柱並びにめん羊の残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 収集する原料用残さに関する事項

収集する原料用残さは、以下の要件を満たす食肉処理場等から収集されたものに限ること。

- (1) 原料用残さは、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (2) 牛の脊柱の脱骨が行われている場合は、牛の脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該場所において容易に牛の脊柱を投入できる位置に牛の脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛の脊柱はその容器で保管されていること。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を収集する場合は、1の（2）は、以下の記載例となります

（2）牛脊柱の脱骨が行われている場合は、牛脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該場所において容易に牛脊柱を投入できる位置に牛脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛脊柱はその容器で保管されていること。

また、めん羊の処理が行われている場合は、牛、豚、家きんとは別の場所で行われていること。当該場所において容易にめん羊の残さを投入できる位置に禁止物が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、めん羊の残さはその容器で保管されていること。

（3）原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

（4）原料用残さの出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを（6）の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。

（5）原料用残さの出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等を専用の容器に入れ、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。

（6）（1）から（5）までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認・記録されていること。

2. 原料用残さの輸送に関する事項

（1）原料用残さの輸送に当たっては、原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用せず、脊柱等が混入しないように輸送すること。

（2）原料用残さを脊柱等と混載して輸送する場合には、脊柱等については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示した専用の容器を用い、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

（3）輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

<原料用残さの集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、3の規定を設ける>

3. 原料用残さの保管・出荷に関する事項

（1）原料用残さの保管

原料用残さを保管する場合には、原料用残さを収容する専用コンテナを用意し、保管する。

また、原料用残さと脊柱等を同じ場所で保管する場合には、脊柱等が混入しないよう、脊柱等専用のコンテナについては、色分けする（脊柱等専用のコンテナには

赤色テープを貼付する)等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに脊柱等が混入しないようにする。

(2) 原料用残さの出荷

- ① 原料用残さの出荷に当たって、(1)の専用コンテナから別の容器(収集缶等)に移し替える場合には、原料用残さを収容する専用の容器を用意する。

また、原料用残さと脊柱等を出荷する場合には、脊柱等が入っている容器については、色分けする(脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する)等して明示の上、原料用残さ専用の容器に脊柱等が混入しないよう移し替える。なお、原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

- ② 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る畜産残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1)及び(2)に関する事項を定期的に確認する責任者(以下「確認責任者」という。)は、〇〇課長とする。

- ② 確認責任者は、(1)及び(2)に関する事項の確認を行うとともに、牛の脊柱と原料用残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

ア 作業者に対する脊柱等と原料用残さの分別作業の指導監督

イ 原料用残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録

ウ 原料用残さの出荷ごとの脊柱等が混入していないことについての確認

- ③ 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

ア 原料用残さの引受先ごとの搬出量(重量、コンテナ数、処理頭数等)

イ 脊柱等の引受先ごとの搬出量(重量、コンテナ数、処理頭数等)

- ④ ③の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等(原料供給管理票の発行記録等)については、2年間保存する。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、1～3の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

牛肉骨粉等原料として 30 月齢以下の牛の脊柱を供給する施設から収集する業者（収集業者）の作業マニュアル例

制定年月日
事業場の名称

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛肉骨粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）に基づき、飼料用動物性油脂の原料となる牛の骨、トリミング牛脂その他の残さ（以下「原料用残さ」という）を収集・運搬する際に牛（月齢が 30 月以下の牛を除く。）の脊柱及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う施設から収集する場合は、以下の記載例となります。

禁止物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、…（略）…に基づき、飼料用の牛肉骨粉等及び動物性油脂並びに肥料の原料となる牛、豚、家きんの骨、トリミングした脂肪その他の残さ（以下「原料用残さ」という）を収集・運搬する際に牛の特定部位及び脊柱並びにめん羊の残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 収集する原料用残さに関する事項

収集する原料用残さは、以下の要件を満たす食肉処理場等から収集されたものに限ること。

- (1) 原料用残さは、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (2) 牛の脊柱の脱骨が行われている場合は、牛の脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該場所において容易に牛の脊柱を投入できる位置に牛の脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛の脊柱はその容器で保管されていること。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を収集する場合は、1の（2）は、以下の記載例となります

（2）牛の脊柱の脱骨が行われている場合は、牛の脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該場所において容易に牛の脊柱を投入できる位置に牛の脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛の脊柱はその容器で保管されていること。

また、めん羊の処理が行われている場合は、牛、豚、家きんとは別の場所で行われていること。当該場所において容易にめん羊の残さを投入できる位置に禁止物が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、めん羊の残さはその容器で保管されていること。

（3）原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

（4）原料用残さの出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを（6）の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。

（5）原料用残さの出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等を専用の容器に入れ、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。

（6）（1）から（5）までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認・記録されていること。

（7）収集先が、30月齢以下の牛に由来する脊柱を原料用残さとして取り扱う場合は、以下のアからエまでの手順により、それ以外の脊柱との分別管理が行われていること。ただし、事業場が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は、この限りではない。

ア 30月齢以下の牛に由来する脊柱については専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分されていること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行われていること。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

① 脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢が確認されていること。

② 脱骨業者が脊柱の脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着が行われていること。

③ 脱骨した30月齢以下の牛に由来する脊柱は、脊柱との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納されていること。

④ 30月齢を超える牛に由来する脊柱は、30月齢以下の牛に由来する脊柱その他の油脂原料に混入しないように廃棄用の専用容器に収納されていること。

⑤ ③と④の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることが明確に表示されていること。

エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの（以下「原料脊柱」という。）以外は、脊柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

2. 原料用残さの輸送に関する事項

(1) 原料用残さの輸送に当たっては、原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用せず、脊柱等が混入しないように輸送すること。

(2) 原料用残さを脊柱等と混載して輸送する場合には、脊柱等については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示した専用の容器を用い、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

(3) 30月齢以下の牛のみ取り扱われている食肉事業者の原料脊柱を含む原料用残さは、他の食肉事業者の原料用残さと合わせないこと。

(4) 輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

<原料用残さの集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、3の規定を設ける>

3. 原料用残さの保管・出荷に関する事項

(1) 原料用残さの保管

原料用残さを保管する場合には、原料用残さを収容する専用コンテナを用意し、保管する。

また、原料用残さと脊柱等を同じ場所で保管する場合には、脊柱等が混入しないよう、脊柱等専用のコンテナについては、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに脊柱等が混入しないようにする。

(2) 原料用残さの出荷

① 原料用残さの出荷に当たって、(1)の専用コンテナから別の容器（収集缶等）に移し替える場合には、原料用残さを収容する専用の容器を用意する。

また、原料用残さと脊柱等を出荷する場合には、脊柱等が入っている容器については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用残さ専用の容器に脊柱等が混入しないよう移し替える。なお、原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

② 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る畜産残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。

(3) 保管・出荷の管理

① (1)及び(2)に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という。）は、〇〇課長とする。

② 確認責任者は、(1)及び(2)に関する事項の確認を行うとともに、脊柱等

と原料用残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

ア 作業者に対する脊柱等と原料用残さの分別作業の指導監督

イ 原料用残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録

ウ 原料用残さの出荷ごとの脊柱等が混入していないことについての確認

③ 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

ア 原料用残さの引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

イ 脊柱等の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

④ ③の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、1～3の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

制定年月日
事業場の名称

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）に基づき、飼料用の牛血粉等の原料となる牛、豚の血液（以下「原料用血液」という）に牛の特定部位及び脊柱（以下「脊柱等」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

(1) 本事業所では、牛、豚のみを扱い、牛又は豚の血液を放血工程で収集し、脊柱等の混入がないことを確認すること。

(2) 食肉処理の工程において、脊柱等と原料用血液を収容する専用コンテナをそれぞれ用意し、保管する。

また、原料用血液の専用コンテナに脊柱等が混入しないよう、脊柱等専用のコンテナについては、色分けする（脊柱等専用のコンテナに赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用血液専用のコンテナに脊柱等が混入しないようにする。

(3) 原料用血液の出荷に当たって、(2) の専用コンテナから別の容器（収集缶等）に移し替える場合には、脊柱等と原料用血液を収容する専用の容器を用意し、脊柱等が入っている容器については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用血液専用の容器に脊柱等が混入しないよう移し替える。

2 原料用血液の出荷に関する事項

(1) 原料用血液を出荷するごとに、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を発行し、原料用血液を運搬する者に持たせる。

(2) 原料用血液を出荷するに当たって用いる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しない。

(3) 脊柱等が原料用血液と混載されて運搬される場合（自ら原料用血液を運搬するときを含む）には、脊柱等を専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用血液を入れた容器との混同を防止する。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1に関する事項の確認を行うとともに、脊柱等と原料用血液の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
- ① 作業者に対する脊柱等と原料用血液の分別作業の指導監督
 - ② 原料用血液の分別、保管及び搬出の確認及び記録
 - ③ 原料用血液の出荷ごとの脊柱等が混入していないことについての確認
- (3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。
- ① 原料用血液の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
 - ② 脊柱等の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- (4) (3)の帳簿及び出荷した原料用血液に係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

脊柱等の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）に基づき、飼料用の牛血粉等の原料となる牛、豚、馬、家きんの血液（以下「原料用血液」という）を収集・運搬する際に牛の特定部位及び脊柱（以下「脊柱等」という。）が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 収集する原料用血液に関する事項

収集する原料用血液は、以下の要件を満たす食肉処理場等から収集されたものに限ること。

- (1) 原料用血液は、放血工程で収集されたものであり、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (2) 原料用血液に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (3) 原料用血液の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを（6）の確認責任者が確認した上で、血液供給管理票が発行されること。
- (4) 原料用血液の出荷に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等を専用の容器に入れ、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。
- (5) (1) から (4) までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認・記録されていること。

2. 原料用血液の輸送に関する事項

- (1) 原料用血液の輸送に当たっては、原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用せず、脊柱等が混入しないように輸送すること。
- (2) 原料用血液を脊柱等と混載して輸送する場合には、脊柱等については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示した専用の容器を用い、原料用血液を入れた容器との混同を防止する。

(3) 輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

<原料用血液の集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、3の規定を設ける>

3. 原料用血液の保管・出荷に関する事項

(1) 原料用血液の保管

原料用血液を保管する場合には、原料用血液を収容する専用コンテナを用意し、保管する。

また、原料用血液と脊柱等を同じ場所で保管する場合には、脊柱等が混入しないよう、脊柱等専用のコンテナについては、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用血液専用のコンテナに脊柱等が混入しないようにする。

(2) 原料用血液の出荷

① 原料用血液の出荷に当たって、(1)の専用コンテナから別の容器（収集缶等）に移し替える場合には、原料用血液を収容する専用の容器を用意する。

また、原料用血液と脊柱等を出荷する場合には、脊柱等が入っている容器については、色分けする（脊柱等専用のコンテナには赤色テープを貼付する）等して明示の上、原料用血液専用の容器に脊柱等が混入しないよう移し替える。なお、原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

② 原料用血液を出荷するごとに、出荷に係る畜産血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を発行し、原料用血液を運搬する者に持たせる。

(3) 保管・出荷の管理

① (1)及び(2)に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という。）は、〇〇課長とする。

② 確認責任者は、(1)及び(2)に関する事項の確認を行うとともに、脊柱等と原料用血液の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

ア 作業者に対する脊柱等と原料用血液の分別作業の指導監督

イ 原料用血液の分別、保管及び搬出の確認及び記録

ウ 原料用血液の出荷ごとの脊柱等が混入していないことについての確認

③ 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

ア 原料用血液の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

イ 脊柱等の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

④ ③の帳簿及び出荷した原料用血液に係る受渡伝票等（血液供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。